

令和2年度 社会福祉法人江差町社会福祉協議会事業計画

地域の福祉を取り巻く状況は、人口減少と少子高齢等の社会環境の変化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加また、生活困窮、高齢者・障がい者等に対する虐待など様々な地域課題、生活課題が多様化、深刻化してきており、地域の福祉力への期待はますます高まっています。

このような中で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）として町民の様々な課題を受け止め、地域福祉部門、介護事業部門それぞれの機能が有機的、総合的につながり地域づくりに取り組む社協を引き続き目指してまいります。

そのためにも、第4期江差町福祉計画（江差町が定める行政計画）と連動した本会の第5期江差町地域福祉実践計画（活動計画：平成29年4月～平成34年3月：5年間）のもと、江差町とともにボランティアや地域住民による住民主体の地域福祉活動の輪を広げ、「だれもがともに支え合う住みよい地域づくり」を目指し、町民の皆さまがいつでも住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを続けられるよう各種事業の推進と充実にむけ取り組んでいきます。

また、日常生活の判断能力に不安がある福祉サービス利用者への対応としては、成年後見制度（江差町受託事業）、日常生活自立支援事業（北海道社会福祉協議会受委託事業）の強化を図り、引き続き適切なサービスの提供に努めています。

介護サービスにおいては、利用者の権利と人格を尊重し、地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう自立支援に資する質の高い介護サービスを提供するとともに、事業活動にあたり効率性・収益性を意識しながら関係機関や地域住民等と連携を図ることで、福祉・介護の拠点として地域に貢献できる事業所を目指していきます。

<推進計画>

1. ボランティア活動の推進と援助
2. 権利擁護事業の充実
3. 高齢者福祉サービス・障がい者福祉サービスの充実
4. 事業経営を安定的持続的なものとなるように、財政健全化の取り組み

令和2年度 事業計画

事業名 【法人運営部門】	事業の主旨と内容		備考
社協の運営機能の強化	<p>1. 主旨</p> <p>理事会等の開催を通して法人運営機能の強化を図り、法人の効果的運営を目的として役職員の資質向上に努めるとともに、社協会員の加入促進を積極的に取り組みます。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 法人運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理事会 ○評議員会 ○監事會（定例監査年4回・決算監査年1回） <p>2) 役員事務局体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○役職員研修 ○職員会議 <p>3) 社協会員の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○賛助会員・会費 個人世帯 年額1口 1,000円 団体企業 年額1口 3,000円 	
広報・啓発活動	<p>1. 主旨</p> <p>地域住民に広く社協事業や地域福祉活動を周知し社協への理解を深めるよう努めます。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 広報誌「福祉だより」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年3回 <p>2) ホームページの活用</p>	<p>財源</p> <p>1) 共同募金助成金等</p>
愛情銀行	<p>1. 内容</p> <p>町民より寄せられた寄付金及び物品（預託）を地域福祉事業の貴重な財源として活用します。</p> <p>1) 一般預託</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本会へ善意の寄付 ○チャリティイベント益金 ○歳末たすけあい托鉢淨財 <p>2) 物品預託</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リングブル 「かあちゃん食堂たまりば」での収集活動（車イスとの交換）への協力 ○ペットボトルキャップ 世界の子供たちへのワクチンを届ける活動への協力 ○使用済み切手 「日本キリスト協会海外医療協会（J O C S）」海外医療協力活動への協力 ○衣料品（綿製品）等 「N P O 法人南桧山あゆみ共同作業所」でのウエス加工用材料収集への協力 ○書き損じハガキ 「空飛ぶ車イス」（工業高校生などが、日本で使わなくなった車イスを修理し、ボランティアリレーにより海外の必要とする人へ贈る活動）への協力 ○ベルマーク 「江差小学校」「南が丘小学校」での収集活動への協力 		
貸出事業	<p>1. 内容</p> <p>町民に広く活用いただくことを目的に福祉機器や行事用テント等の貸出しを行ないます。</p> <p>1) 貸出物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車イス（介助式・自走式） ○折りたたみベッド（電動リクライニング付） ○行事用テント ○高齢者疑似体験セット（大人用） ○書籍・DVD 		

令和2年度 事業計画

事業名 【地域福祉部門】	事業の主旨と内容		備考
地域福祉実践活動の推進 (小地域ネットワーク活動)	<p>1. 主旨 第5期地域福祉実践計画の基本理念「だれもがともに支え合う住み良い地域づくり」をもとに、町の地域福祉計画と連動し地域福祉実践計画の推進を図るとともに、社会福祉協議会の担う役割を認識し、地域住民の主体的な参加による福祉活動の推進と地域のネットワークづくりを目指してまいります。</p>	<p>2. 内容 ○地域福祉実践計画策定委員会開催</p>	
ふれあい・いきいきサロン 推進事業	<p>1. 主旨 地域を拠点に、住民が主体的に活動し参加できる環境づくりをボランティアと協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく交流の場づくりの活動を推進します。</p>	<p>2. 内容 1) 江差町内のサロン活動の活性化を促すモデルとして「かあちゃん食堂たまりば」の活動に対し、活動費の助成を行います。 ○助成額 5万円 2) 新規事業 ・買い物おでかけサロン（移動型サロン） ・ふれあいサロン（昼食会）</p>	<p>財源 1) 愛情銀行 預託金 2) 共同募金 助成金</p>
ボランティア活動の推進	<p>1. 主旨 社会福祉協議会が担うボランティアセンターの機能を発揮する取り組みを進め、ボランティア活動の充実を図り、ボランティアの人材育成及び活動の相談、登録、需給調整を行います。</p>	<p>2. 内容 1) ボランティアセンターの運営 ○ボランティア登録制度 ボランティア活動をしている団体・個人（ボランティア登録）とボランティア活動をしてほしい団体・施設（ボランティアード登録）のコーディネート ○ボランティア活動団体の情報提供 ○ボランティア活動保険の加入受付 ○災害時のボランティア情報の発信・派遣連絡調整 2) ボランティア活動研修会の開催 ○災害ボランティア ○ボランティア愛らんど北海道2020 inえべつ参加<新規> 開催日：令和2年9月12日（土）</p>	<p>財源 2) 共同募金 助成金</p>
福祉・ボランティア団体等 への活動支援	<p>1.. 主旨 町内でさまざまな活動を続ける福祉・ボランティア団体の活性化を図るため、運営費の助成を行います。</p>	<p>2. 内容 ○指定団体 8団体 ○助成額 総額16万円以内 (1団体2万円以内)</p>	<p>財源 共同募金助成金、愛情銀行 預託金</p>
学校教育ボランティア活動 等への支援	<p>1. 主旨 学校教育の場で行われるボランティア活動に対し、活動費の助成を行います。</p>	<p>2. 内容 対象学校数 7校 (小学校、中学校、高校、高等看護学校) 指定数 4校以内 (申請実績年2~3校) 助成額 総額8万円以内 (各校2万円以内)</p>	<p>財源 共同募金助成金、愛情銀行 預託金</p>

令和2年度 事業計画

事業名	事業の主旨と内容		備考
生活相談窓口の充実	<p>1. 主旨 常設の相談窓口として、日常生活での困りごとや心配ごとなどの相談を随時受け付け、さまざまな関係機関や地域住民と連携し、課題解決に向けて取り組みます。</p>	<p>2. 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 生活相談（権利擁護、生活福祉資金等） 2) 介護や福祉に関する相談（介護保険事業、障害者総合支援事業） 3) 緊急通報システム相談用電話対応（設置：江差町） 	
法人後見事業	<p>1. 主旨 認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力が低下した方が適切に福祉サービスの利用ができるよう支援し、利用者の権利を擁護する事業を行います。</p>	<p>2. 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 江差町成年後見支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の相談及び利用手続き支援 ○成年後見制度の広報及び普及啓発 ○市民後見人の人材育成、活動支援 ○権利擁護や地域福祉に関する他事業との連携 ○会議等の設置（ケース会議、受任調整会議） 2) 法人後見受任事業 <ul style="list-style-type: none"> ○法人後見業務 ○後見支援員の委嘱 ○後見事務 3) 日常生活自立支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス利用援助契約の締結 ○生活支援計画の作成 ○書類等預かりサービスの実施 ○生活支援員の活動支援 	<p>財源 1) 江差町受託事業</p> <p>3) 道社協受託事業</p>
生活福祉資金貸付事業	<p>1. 主旨 生活困窮に陥るおそれのある世帯に対し、生活を維持するための貸付及び相談対応を行います。</p>	<p>2. 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 生活応急資金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> ○限度額：生活保護世帯 2万円 ○貸付期間：6ヶ月以内 ○貸付利率：無利子 ○貸付要件：連帯保証人 1名、地区担当民生委員の署名 ○償還方法：割賦又は一括償還 2) 生活福祉資金の貸付（相談・申込協力） <ul style="list-style-type: none"> ○実施主体：道社協 ○貸付対象：他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者・高齢者世帯 ○貸付種類：総合支援資金、福祉資金、教育支援費、不動産担保型生活資金 	<p>財源 1) 愛情銀行預託金</p>

令和2年度 事業計画

事業名	事業の主旨と内容		備考
共同募金運動の推進	<p>1. 主旨 全道・広域助成金と市町村地域助成金の使いみちをより多くの町民に知っていただき、地域の理解を受けながら赤い羽根共同募金運動を推進します。</p>	<p>2. 内容 1) 期間：10月1日～12月31日 2) 赤い羽根共同募金運動 ○街頭募金の実施（町の行事等との連携） ○戸別募金協力依頼 ○募金箱設置協力依頼 ○職域募金協力依頼 ○寄付金付きグッズ（ご当地ピンバッジ）の制作</p>	
福祉団体活動支援及び協力	<p>1. 主旨 地域の中で重要な役割を担い活動を行っている福祉団体等の事務局運営と活動支援を行い、地域との連携・協働を深めてまいります。</p>	<p>2. 内容 1) 事務局運営及び活動支援 ○江差町町内会連合会 ○江差町老人クラブ連合会 ○江差町高齢者事業団 2) 活動協力 ○江差町民生委員児童委員協議会</p>	

令和2年度 事業計画

事業名 【介護事業部門】	事業の主旨と内容	備考
介護保険事業及び障害者総合支援事業 (介護保険事業)	<p>1. 主旨 介護保険法及び障害者総合支援法に基づき、地域に居住する要援護者に対し、身体機能の維持や自立支援の向上、社会的孤立の解消及び防止、介護者の負担軽減など在宅での生活が維持できるよう、利用者主体で即応力のあるサービス提供を行います。</p> <p>2. 「えさし社協居宅介護支援事業所」 1) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成） 2) 介護予防支援事業（介護予防ケアプラン作成） 3) 日常生活支援総合事業（自分のためのはづらつ計画書作成）</p> <p>3. 「えさし社協デイサービスまるやま」 1) 通所介護 2) 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）</p>	財源 2)・3) 町受託事業
（障害者総合支援事業）	<p>4. 「えさし社協ヘルパーステーション」 1) 訪問介護 2) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス） 3) 居宅介護 4) 重度訪問介護 5) 地域生活支援事業（移動支援）</p>	財源 5) 町受託事業
福祉有償運送（移送サービス）	<p>1. 主旨 自家用有償旅客運送者登録（北海道運輸局函館運輸支局）を行い、介護認定を受けている方や身体に障がいを抱える方の通院や入浴、買い物のための移送を行います。また、町内の病院に入院し、他の医療機関への受診等が必要な方で移送手段がない場合の移送も行います。</p> <p>2. 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉有償運送登録車両数 10台 ○福祉有償運送登録運転者数 8名 ○旅客の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障がい者、介護認定者、要支援認定者、その他の障がい者 ②上記①でそれぞれのサービスを受けられない事情があり、入退院、通院（入院中含む）等で車イス・ストレッチャーを利用する者 ○利用料 <ul style="list-style-type: none"> ①片道 150円 ②片道 200円 	
苦情解決窓口の設置	<p>1. 主旨 本会が行う介護保険事業及び障害者総合支援事業等の利用者が福祉サービスの利用にあたり感じた不満や苦情に対し、話し合いにより解決することを目的として苦情解決窓口を設置します。</p> <p>2. 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 苦情受付担当者が苦情の受付・事実確認、第三者委員への報告を行う 2) 苦情申立人・苦情解決責任者・苦情受付担当者による話し合いを行う（第三者委員が助言を行うほか必要に応じて立会いをする） 3) 話し合われた結果を第三者委員・理事会・行政（必要な場合）に報告 	